別記第二（第六十一条関係）（令二農水令八三・全改）

（表面）

漁業法第百七十六条の規定により検査等をする職員の証票

第　号　年　月　日交付

官　職

氏　名

生年月日

写真

（裏面）

漁業法（抄）

第百七十六条　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を求め、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を除去し、若しくは除去させることができる。

3　前二項の規定による当該職員がその権限を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

第百九十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一～五　（略）

六　第百七十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七　第百七十六条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考　用紙の大きさは、縦八十五ミリメートル、横六十ミリメートルとする。